

その他の委員会・専門委員会規程規約及び規程体系

競技者育成技術委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、競技者育成技術委員会(以下「本委員会」という。)の運営について定めるもので、わが国におけるハンドボール競技者の技術のあり方と、その指導法を解明するとともに競技者育成のための一貫した技術指導方法の確立を目的とする。

(事業)

第2条 本委員会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 競技者の各年代におけるハンドボール技術確立に関すること
- (2) 一貫指導システムに基づいた技術・指導法の研修に関すること
- (3) 技術書・ビデオ等指導資料の作成と販売に関すること
- (4) 他の本部、委員会と連絡調整等に関すること
- (5) その他

(会 議)

第3条 会議は必要の都度、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は委員の総数の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 3 可否同数の時は議長がこれを決する。
- 4 会議終了後議事録を作成し、常務理事会に提出してその承認を得なければならない。

(専門委員会)

第4条 本委員会は次の専門委員会をおく

- (1) 技術検討専門委員会
- (2) その他

(会 計)

第5条 本委員会は毎年度末に決算を実施し、常務理事会の承認を得なければならない。また、次年度の予算書を作成し、常務理事会に提出しなければならない。

(規程の改廃)

第6条 本委員会はその委員会規程を改廃する場合、常務理事会の承認を得なければならない。

(任 期)

第7条 委員の任期は本協会の役員の任期と同一とする。

- 2 委員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う者とする。
- 3 委員長は後任委員長に対して引継ぎ書を作成し引継ぎを行わなければならない。

付 則

1 この規程は平成4年7月11日より施行する。

2 平成16年6月5日一部改正。